

## 財務 VOL.22

## 今一度、再確認しておきたい「確定申告」

年も変わり、「確定申告」の時期が近づいてきました。

前々号におきまして、「年末調整」の際に適用漏れが多いケースについて説明させていただいたばかりですが、「確定申告」についても同様で、**適用漏れが多々見受けられます**。

何となく分かっている、という先生方も多いかと思いますが、「年末調整」では受けることができない**寄附金控除、医療費控除**については少々分かりにくい点がございます。今回はこのうち特にご留意いただくポイントについて取り上げます。

### 寄附金控除

寄附をすると寄附金控除が受けられる、ということは多くの先生方が御存知だと思います。しかし、**そもそも「寄附金」とは何なのでしょうか？**下記の事例について考えてみましょう。

- ①…医院のある商店街に対する寄附 2万円
- ②…生まれ故郷のA村に対する寄附(申込みは2010年、支払は2011年) 5万円
- ③…長女が入学した学校法人Bに対する寄附で、長女が入学したために行ったもの 20万円
- ④…長男が在学中の学校法人Cに対する寄附で、長男が在学しているために行ったもの 50万円

いかがでしょうか？以下に解説させていただきます。

- ①…寄附金控除の対象となる寄附金とは、**国、地方公共団体、公益法人、学校法人、政党、政治資金管理団体**等に対する寄附金をいいます。紛らわしいものとして、町内会、商工会、商店街等に対する寄附金がありますが、これらは寄附金控除の対象となりません。
- ②…**寄付金控除**の場合には(次に取り上げる**医療費控除**の場合もそうですが)**未払は対象外**となります。
- ③…**公益的寄附**を促すという制度の趣旨から、個人的な性質が強いと考えられるものは対象から除かれます。**入学に関連する寄附は寄附金控除の対象となりません**ので、ご注意ください。
- ④…**寄附金控除の対象**となります。

なお、住民税の寄附金控除は廃止されていますが、**政党、政治資金管理団体**に対する寄附金については、“寄付金特別税額控除”という制度を利用することにより、**住民税についても軽減を受けることができます**。

### 医療費控除

医療費が10万円を超えた場合には医療費控除が受けられる、ということはよく知られています。しかし、**どこからどこまでが控除対象となる医療費なのでしょうか？**下記の事例について考え

てみましょう。

- ①…**市販の風邪薬**の購入費用
- ②…足を骨折した際の**タクシーによる通院費**
- ③…**健康診断費用**で、これにより**ガンが発見されて治療を受けたもの**
- ④…**収入があるため、税務上の扶養親族となっていない長女の治療代**
- ⑤…**日常生活に支障がある場合**に行われる**大人の歯列矯正費用**
- ⑥…**通所リハビリテーション(デイケア)**のための費用
- ⑦…**美容整形手術**の費用
- ⑧…**インフルエンザの予防接種**の費用
- ⑨…**健康増進のためのセミナー**の参加費用

以下ポイントについて解説させていただきますと、まず大原則として、対象となる医療費は、**『治療』に必要である費用**であり、**『治療以外』のもの**、例えば**美容や予防のためのもの**は除かれます。したがって、**①～⑥は医療費控除の対象**となり、**⑦～⑨は医療費控除の対象とはなりません**。

④は誤解が多い事例ですが、扶養親族ではない親族の医療費を支払った場合であっても、その親族と**生計を一にする(同じ家計で生活する)**場合には、**医療費控除の対象となります**ので、くれぐれも適用漏れがないようご注意ください。

⑤は、大人の歯列矯正費用は美容目的である場合が多いため、対象とならないケースが多いのですが、事例のように**治療目的であれば、医療費控除の対象となります**。

また、⑥について補足いたしますと、介護保険サービスのための費用については、**その内容によって適用の可否が変わって参ります**。大きく分けて、**通所リハビリ(デイケア)**等の**治療・療養**のための費用は**医療費控除の対象**となり、**通所介護(デイサービス)、短期入所生活介護(ショートステイ)**等の**生活援助**としての性格が強い費用は**医療費控除の対象となりません**。加えて、**施設サービス**を受けるための費用については、**2分の1が医療費控除の対象**となるなど、細かな定めがあります。

ただし、多くの場合、**領収証に医療費控除の対象となる金額が記載されています**。ご親族の方が介護保険サービスを受けている場合には、一度領収証に目を通して見て下さい。

なお、医療費のうち、**医療保険の給付金、高額療養費制度**等により補てんされる部分の金額は、**医療費控除の対象から除かれます**ので、くれぐれもご注意ください。

### ■ お知らせ

レポートの内容は、基本的に弊社が体験した経営上の課題を分かりやすく解説し、少しでも日々の経営に役立てて頂けるように作成しておりますが、「**もっと詳しく知りたい**」・「**こんな話題も取り上げて欲しい**」等のご要望がございましたら、**倶楽部会員専用メールアドレス**にてお問合せ下さい。また、「**具体的な相談に乗って欲しい**」というご要望がございましたら、「**無料経営相談**」をお申込み下さい。詳しくは、<http://www.amcp.biz> をご覧下さい！